

令和５年度総務省調達改善計画 年度末自己評価結果の概要
(対象期間：令和５年４月１日～令和６年３月31日)

取組目標	難易度	取組内容	進捗度	取組結果等
1 重点的な取組				
(1) 随意契約の見直し				
随意契約の見直し	A	① 競争性のある契約への移行や価格面等の適正化を図るべき余地がないか検討を行う。	B	競争性のない随意契約比率（本省・地方）：12.6% 【参考】 令和４年度：11.1% なお、本年度が前年度を上回った主な要因は、１月に発生した令和６年能登半島地震に対する緊急随意契約によるものである。
	A	② 企画競争や公募については、一般競争入札と比べて、これらの方式によることの妥当性、一般競争への移行の可否等について検討を行う。	A	企画競争随意契約比率（本省・地方）：19.9% 【参考】 令和４年度：21.8% 公募随意契約比率（本省・地方）：5.7% 【参考】 令和４年度：6.2%
(2) 一者応札改善のための取組				
全ての調達の改善取組	A	① 公告期間等の改善	A	調達要求部局において執行計画及び執行管理シートを作成し、契約担当部局において進捗管理を行うとともに、公募期間の延長や調達予定案件の発信を行うことにより、準備期間及び執行期間を確保を図った。 上半期契約締結率（本省・地方）：66.7% 【参考】 令和４年度：65.7%
	A	② 仕様内容の充実 ③ 仕様中立性の確認 ④ 契約額の適正化及び低廉化	A	・仕様内容の充実の取組により、調達の公平性、透明性、競争性の確保を図った。 ・仕様内容の中立性を確保することにより、調達の公平性、競争性の推進を図るとともに、複数者から見積書や経費算出調書を活用することにより、契約金額の適正化及び低廉化の推進を図った。
	A	⑤ 事前審査 ⑥ 一者応札の検証 ⑦ 事後審査・管理	A	・契約担当部局による審査を徹底させ、前回調達時に一者応札となった調達案計については、契約担当部局による審査を踏まえ、公告期間の延伸や仕様書の見直しを行ったことにより、調達改善に向けた取組内容の確実な実施の推進を図った。 ・契約担当部局においては、市場価格を把握することにより、予定価格設定の適正化を図った。 ・契約監視会のチェックにより、調達要求部局と契約担当部局において一者応札改善に向けた取組の重要性を共有し、競争性を確保する意識等の醸成を図った。 ・一者応札案件の公募随意契約への移行については、その理由が特殊な技術又は設備を有する者が一つしかないと考えられるものが対象であることを徹底する。
	A	⑧ 企画競争の適正化	A	企画競争一者応募率（本省・地方）：72.1% 【参考】 令和４年度：75.9%
調査・調査研究経費に係る調達	A	① 過去に実績のある者しか応札できないような仕様とならないように、調査対象内容、手段、手法及び研究会開催回数などを仕様様書に詳細かつ明確に記載するとともに、多様な調査検討項目を有するようなものは、適切な調達単位に分割した上、適切な入札方式を選定すること。	A	契約担当部局による審査を徹底することにより、仕様書の中立性及び競争性の確保を図った。
	A	② 最低落札方式を原則とするが、専門的知識、技術及び創意等に相当程度の差異が生じる案件については、総合評価落札方式を採用することができる。 ③ 総合評価落札方式において、前年度までの取組を踏まえ、更なる選定基準及び選定過程の明確化、選定結果の透明化の確保のため、会計課が定めた選定基準に基づき、類似実績や研究員の従事経験を技術項目とする場合、過去の実績を過度に評価しない配点とするよう取組を行う。	A	仕様内容に応じて、適切な契約方式の検討を行った。 また、契約担当部局における審査が適切に実施されたことにより、選定の透明化を図った。
情報システム経費に係る調達	A	① 予定価格が10万ＳＤＲ以上と見込まれる調達案件（契約変更を行う案件については、増額分の予定価格が10万ＳＤＲ以上のもの）は、デジタル統括アドバイザーに相談し相談結果について調達決裁にその評価内容書等を添付する（ただし、単に市販の機器等を調達する場合などデジタル統括アドバイザーが評価書発出が不要としたものは添付を要しない）。	A	外部有識者であるデジタル統括アドバイザーから評価を受けることにより、仕様内容や経費に係る妥当性の確保を図った。
	A	② 予定価格が80万ＳＤＲ以上と見込まれ、総合評価落札方式を採用するものは、デジタル統括アドバイザーによる提案書審査を行う。		
	A	③ 情報システムの保守・運用等の年間契約において、新規参入者の参入を阻害しないよう既存事業者との業務の引き継ぎ、ノウハウの蓄積のための十分な準備期間の確保、仕様内容の充実等。	A	仕様内容の充実等について、契約担当部局による審査を徹底することにより、調達の公平性を図った。
	A	④ 最低落札方式を原則とするが、仕様内容において、専門的知識、技術及び創意等に相当程度の差異が生じる案件については、総合評価落札方式を採用することもできる。	A	仕様内容に応じて、適切な契約方式の検討を行った。
	A	⑤ 入札結果や一者応札の分析結果等をPMOに提供するとともに、個々の情報システムの課題を共有し、調達手続に反映されていることを調達部局において確認する。	A	入札結果や一者応札の分析結果等をPMOに提供することにより、情報システムの課題について情報共有を図った。
2 共通的な取組				
(1) 調達改善に向けた審査・管理の充実				
全ての調達の改善取組（再掲）	A	⑤ 事前審査（再掲） ⑥ 一者応札の検証（再掲） ⑦ 事後審査・管理（再掲）	A	上記(2)一者応札改善のための取組 ⑤～⑦と同じ
(2) 調達事務のデジタル化の推進	A	「規制改革実施計画」（令和２年７月17日閣議決定）において、行政手続における書面規制・押印、対面規制の抜本的な見直しが求められていることを踏まえ、事業者等から電子メールによる見積書等の提出を可能とするほか、電子調達システムによる入札・契約手続の更なる利用促進を図る。	A	電子応札率（本省・地方）：71.4% 【参考】 令和４年度：65.5% 電子契約率（本省・地方）：50.0% 【参考】 令和４年度：44.6%

【難易度】
「調達改善の取組指針」を踏まえて、取組ごとに以下の指標に基づき難易度を設定。
・A+：効果的な取組
・A：発展的な取組
・B：標準的な取組

【進捗度】
以下の指標に基づき進捗度を記載。
・A：（定量的な目標）目標進捗率90%以上
（定性的な目標）計画に記載した内容を概ね実施した取組
・B：（定量的な目標）目標進捗率50%以上
（定性的な目標）計画に記載した内容を部分的に実施した取組、または実施に向けて関係部局等（他府省庁、自府省庁内の他部局、地方支分部局等）との調整を行った取組
・C：（定量的な目標）目標進捗率50%未満
（定性的な目標）何らかの理由によって計画に記載した内容が実施できなかった取組、または計画に記載した内容の検討を開始するまでにとどまった取組

重点的な取組、共通的な取組

様式1

令和5年度の調達改善計画								令和5年度年度末自己評価結果（対象期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日）									
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標	難易度	取組の開始年度	実施した取組内容	進捗度	取組の効果(どのようなことをして、どうなったか)		実施時期	実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント	
							（原則、定量的に記載）					目標達成予定時期	定量的				定性的
○		1. 随意契約の見直し 競争性のない随意契約によらざるを得ない案件については、競争性のある契約への移行や価格面等の適正化を図るべき余地がないか引き続き精査を行う。また、企画競争や公募については、一般競争入札と比べて、これらの方式によることの妥当性、一般競争への移行の可否等について十分な検討を行う。	下記①から②の取組を行う。	引き続き、調達の透明性確保のため、競争性のある契約への移行等について、精査を行う必要があるため。	A	H24：本省 H30：地方	前年度の競争性のない契約率を下回することを目標とし、経費削減を図る。			下記のとおり							
			① 競争性のある契約への移行や価格面等の適正化を図るべき余地がないか検討を行う。			H24：本省 H30：地方	契約総件数に占める競争性のない随意契約件数の比率が前年度を下回することを目標とする。 （参考値 令和4年度：11.1％）	年度末	A	H24：本省 H30：地方	競争性のない随意契約については、調達要求部局において検討した結果、競争性のある契約への移行が難しいと判断した案件に限り、随意契約希望調書を添付した文書を契約担当部局に合議し、随意契約理由が法令上の要件を満たすものであるか、契約担当部局において審査を行い、要件を満たしたものに限り実施した。	B	競争性のない随意契約比率 （本省・地方）：12.6％	—	随時	本年度が前年度を上回った主な要因は、1月に発生した令和6年能登半島地震に対する緊急随意契約による対応である。 なお、本件は継続的な取組が必要	引き続き実施
			② 企画競争や公募については、一般競争入札と比べて、これらの方式によることの妥当性、一般競争への移行の可否等について検討を行う。			H24：本省 H30：地方	契約総件数に占める企画競争及び公募随意契約の比率が前年度を下回することを目標とする。 （参考値 令和4年度 企画競争：21.8％ 公募随意契約：6.2％）	年度末		H24：本省 H30：地方	・企画競争については、調達要求部局において一般競争への移行の可否を検討の結果、移行が難しいと判断し、真に企画案のみで競争を行う必要のある調達に限り実施した。 ・公募随意契約については、調達要求部局から提出された随意契約希望調書を契約担当部局において精査し、行政目的達成のため条件等を公表した上で、請負相手先が唯一であることを確認した場合に実施した。	A	企画競争契約比率 （本省・地方）：19.9％ 公募随意契約比率 （本省・地方）：5.7％	—	随時	継続的な取組が必要	引き続き実施
○		2. 一者応札改善のための取組 一般競争入札の充実を図り、競争性をより一層確保するため、一者応札改善の取組を行う。	下記①から④の取組を行う。	引き続き、競争性をより一層確保すること等により、調達の透明性、契約金額の低廉化を図る必要があるため。			一者応札率が過去3カ年の平均を下回することを目標とし、経費削減を図る。 （令和2年度から4年度平均：28.8％）			下記のとおり		一者応札率 （本省・地方）：27.3％	—	随時	一者応札率が過去3カ年の平均を下回るように、一者応札率の改善に向けて、継続的かつ重点的な取組が必要	引き続き実施	
		(1) 全ての調達の改善取組	① 公告期間等の改善 ア. 複数の者が入札に参加できるように、早期の契約、準備期間及び執行期間を確保できるように努める。 イ. 公告期間の延長 一般調達案件の予定経費1,500万円以上、総合評価落札方式案件又は企画競争及び公募案件は、公告期間20日間以上の確保とする。 また、上記以外の案件については、可能な限り公告期間は10日間を超えた期間を確保するよう努める。 ウ. 前回一者応札の公告期間の延長 一般調達案件の予定経費1,500万円以上、総合評価落札方式案件又は企画競争案件のうち、前回調達で一者応札又は一者応募だった調達案件については、原則公告期間を30日間とする。 エ. 調達予定案件の情報提供の充実等 調達予定案件を毎年度各契約担当部局においてホームページ公表するとともに、SNSを通じて積極的に情報発信を行う。		A	H24：本省 H29：地方 ※本省においてR2から実施（下線部）	前年度の上半期契約締結率を上回ることが目標とする。 （令和4年度：65.7％）	年度末	A	H24：本省 H29：地方	・調達要求部局において執行計画及び執行管理シートを作成し、契約担当部局において進捗管理を行った。 ・一般調達案件の予定経費1,500万円以上、総合評価落札方式案件又は企画競争及び公募案件については、公告期間を20日間以上確保した。 ・一般調達案件の予定経費1,500万円以上、総合評価落札方式案件又は企画競争案件のうち、前回調達で一者応札又は一者応募だった調達案件について、公告期間を30日間以上確保した。 ・調達予定案件を総務省ホームページで公表し情報提供を行ったほか、SNSでも発信した。	A	上半期契約締結率 （本省・地方）：66.7％	・調達要求部局において執行計画及び執行管理シートを作成し、契約担当部局において進捗管理を行うとともに、公募期間の延長や調達予定案件の発信を行うことにより、準備期間及び執行期間を確保を図った。	随時	継続的な取組が必要	引き続き実施
			② 仕様内容の充実 ア. 複数の者が入札に参加できるよう調達期間について十分に配慮することとし、調達要求部局から年間の執行計画を提出させ、契約担当部局において適切に進捗管理を行う。 イ. 過去に実績のある者しか応れできないような仕様とならないよう、又、特定の者が有利になる仕様とならないよう、仕様書を記載し複数の者が参加可能な仕様とする。 ウ. 役務調達等の年間契約において、新規参入者の参入を阻害しないよう既存事業者との業務の引き継ぎ、ノウハウの蓄積のための十分な準備期間の確保を明記するなど仕様内容を充実させる。 エ. 入札要件について、真に調達に必要な要件であるか検討を行う。			H24：本省 H29：地方 ※③及び④についてはH24：本省 H30：地方	全ての調達について、②から⑦の要件を満たすよう取組を行う。 特に「③ 仕様書中立性の確認」の取組において、調達要求時における複数者からの見積書添付の徹底を図り、更なる仕様内容の中立性の確保に努める。		H24：本省 H29：地方 ※③及び④についてはH24：本省 H30：地方	・仕様内容の充実について、契約担当部局において審査を行った。 ・仕様書中立性の確認について、達要求部局から契約担当部局への合議文書に複数者の見積書の添付を義務付けることで、仕様書の内容の特殊性を排除し、汎用的なものとなった。また、契約担当部局での審査においても仕様内容の中立性の確認を行った。 ・契約額の適正化及び低廉化について、契約担当部局は複数者からの見積書や経費算出調書を予定価格算出の資料として活用した。	A	—	・仕様内容の充実の取組により、調達の公平性、透明性、競争性の確保を図った。 ・仕様内容の中立性を確保することにより、調達の公平性、競争性の推進を図るとともに、複数者から見積書や経費算出調書を活用することにより、契約金額の適正化及び低廉化の推進を図った。	随時	継続的な取組が必要	取組が定着したことにより、調達改善計画から外す。	
			③ 仕様書中立性の確認 前年度までの取組を踏まえ、更なる仕様内容の中立性の確保のため、契約担当部局への合議文書に、複数者からの見積書の添付を義務付けることで、仕様内容の中立性の確認を行う。														
			④ 契約額の適正化及び低廉化 前年度までの取組を踏まえ、更なる経費節減及び適正な予定価格算定のため、上記③の見積書、さらに調達要求部局での経費算出調書の添付を義務付け、予定価格算出の資料として活用し契約金額の適正化及び低廉化を図る。														

令和5年度の調達改善計画								令和5年度年度末自己評価結果（対象期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日）															
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の目標		難易度	取組の開始年度	実施した取組内容	進捗度	取組の効果（どのようなことをして、どうなったか）		実施時期	実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント							
						取組の開始年度	目標達成予定時期					定量的	定性的										
○			⑤ 事前審査 ア、全ての調達案件については、原則、契約担当部に合議して、2.の全ての取組内容が適正に行われているかチェックを徹底し、事前審査を行う。 また、調達要求部局は、契約担当部に合議する際、仕様書等の内容が新規参入業者の応札を妨げる内容となっていないか等の基本的な確認事項や実施する一者応札改善策の内容について事前チェックを行い、契約担当部局は、一者応札改善方策が適切に議じられているか等について、事前審査を行うことにより、一者応札改善に向けた取組の実効性を確保する。 イ、数多くの取引価格の比較がインターネット及び刊行物を利用して容易にできる大量生産品について、市場価格よりも大幅に高額で調達しているケースがないかチェックし、合理的理由の存否を確認する。 ⑥ 一者応札の検証 ア、結果として一者応札となった調達について、契約担当部局において、原因究明を行う。 イ、類似の案件で前年度に一者応札の案件について、原因を点検することにより競争性のある調達の実施に反映させるため、入札説明書等を受け取った者で入札に参加しなかった者に対して、アンケート調査を実施し入札に参加しなかった理由を把握、分析し、契約担当部局及び調達要求部局間で共有するとともに、調達要求部局は、次の調達時まで改善策を検討することとする。※1 ウ、一者応札が継続している案件については、特定の設備や技術が必要であると認められるものは、公募随契への移行を検討する。また、公募随契への移行にあたっては、総務省契約監視会の意見を聴取し、見積額の審査を行うなど、調達の透明性の確保、契約金額の低廉化を図る。※2 さらに、本取組の地方支分部局への拡大を検討する。※3 ⑦ 事後審査・管理 ア、一者応札となった調達について、総務省契約監視会における外部有識者の意見を求める。 イ、上記アに基づいて改善策を取りまとめの上、契約担当部局及び調達要求部局あて通知し次の調達の際の参考とするよう要請を行う。		⑤及び⑦については、 H29：本省 H30：地方 ※本省においてR4から実施（下線部） ⑥については H24：本省 H30：地方 ※1本省においてR2から実施 ※2本省においてR3から実施 ※3R5から実施		⑤及び⑦については、 H29：本省 H30：地方 ※本省においてR4から実施（下線部） ⑥については H24：本省 H30：地方 ※1本省においてR2から実施 ※2本省においてR3から実施 ※3R5から実施		・調達要求部局から契約担当部局に合議し、審査を行った。特に、前回調達時に一者応札となった調達案件については、新規参入拡大のための基本的確認事項や一者応札検証結果等を踏まえて、今回改善を実施する取組について、今期の契約や仕様書に反映し改善されているか、契約担当部局において審査を行った。 ・大量生産品については、契約担当部局において見積書のほかインターネット及び刊行物を利用することにより、市場価格の把握に努めた。 ・令和5年8月、12月及び令和6年3月に総務省契約監視会を開催し、一者応札となった調達案件について、外部有識者の事後チェックを受けた。	A	—	・契約担当部局による審査を徹底させ、前回調達時に一者応札となった調達案件については、契約担当部局による審査を踏まえ、公告期間の延伸や仕様書の見直しを行ったことにより、調達改善に向けた取組内容の確実な実施の推進を図った。 ・契約担当部局においては、市場価格を把握することにより、予定価格設定の適正化を図った。 ・契約監視会のチェックにより、調達要求部局と契約担当部局において一者応札改善に向けた取組の重要性を共有し、競争性を確保する意識等の醸成を図った。	随時	継続的な取組が必要 なお、⑥一者応札の検証（一者応札案件の公募随契への移行）については、その理由が特殊な技術又は設備を有する者が一つしかないと考えられるものが対象であることを徹底させる必要がある（実績はなし）。	引き続き実施								
																⑧ 企画競争の適正化 前年度までの取組を踏まえ、更なる選定基準及び選定過程の明確化、選定結果の透明化の確保のため、会計課が定めた選定基準に基づき、採点項目について、過去の実績を過度に評価しないよう、また、特定の者が有利にならないよう取組を行う。	前年度の一者応募率を下回ることを目標とする。 （令和4年度：75.9%）	調達要求部局が選定基準に基づき、検討内容について、契約担当部局において審査を行った。	A	—	随時	継続的な取組が必要	引き続き実施
	（2）調査・調査研究経費に係る調達	① 過去に実績のある者しか応れできないような仕様とならないように、調査対象内容、手段、手法及び研究会開催回数などを仕様書に詳細かつ明確に記載するとともに、多様な調査検討項目を有するようなものは、適切な調達単位に分割した上、適切な入札方式を選定すること。	令和3年度の 一者応札件数の 約5割を調査・調査研究経費に係る調達が占めているため。	A	H24：本省 H30：地方	全ての調達について、要件を満たすよう取組を行う。	年度末	A	H24：本省 H30：地方	調査対象の内容、手段、手法及び研究会開催回数などを仕様書に詳細かつ明確に記載されているか、契約担当部局において審査を行った。	A	—	契約担当部局による審査を徹底することにより、仕様書の中立性及び競争性の確保を図った。	随時	継続的な取組が必要	引き続き実施							
																	② 最低落札方式を原則とするが、専門的知識、技術及び創意等に相当程度の差異が生じる案件については、総合評価落札方式を採用することができる。	H24：本省 H30：地方 ③については、 H29：本省 H30：地方	選定基準及び選定過程の明確化、選定結果の透明化の確保に努めることとし、全ての調達が会計課が定めた選定基準等を満たすよう取組を行う。	年度末	A	H24：本省 H30：地方 ③については、 H29：本省 H30：地方	専門的知識、技術、創意等に相当程度の差異が生じる案件については、価格以外での競争を可能とするため、総合評価落札方式を採用した。 また、総合評価落札方式においては、会計課が定めた選定基準に基づき取り組むとともに、新たに導入された「ワークライフバランスに関する評価」や「賃上げを実施する企業に関する評価」については、当該基準に基づいた配点を行った。
	（3）情報システム経費に係る調達	① 予定価格が10万SDR以上と見込まれる調達案件（契約変更を行う案件については、増額分の予定価格が10万SDR以上のもの）は、デジタル統括アドバイザーに相談し相談結果について調達決裁にその評価内容書等を添付する（ただし、単に市販の機器等を調達する場合などデジタル統括アドバイザーが評価書発出が不要としたものは添付を要しない）。 ② 予定価格が80万SDR以上と見込まれ、総合評価落札方式を採用するものは、デジタル統括アドバイザーによる提案書審査を行う。	令和3年度の 一者応札件数の 約2割、契約金額の約4割を情報システム経費に係る調達に占めているため。	A	H31：本省	全ての調達について、①から⑤の要件を満たすよう取組を行う。	年度末	A	H31：本省	・外部有識者であるデジタル統括アドバイザーとの相談結果について会計課合議文書にその評価内容書等を添付させ仕様書にも反映させた。 ・予定価格80万SDR以上及び総合評価方式を採用する条件に該当する案件については、デジタル統括アドバイザーを評価者に含めることを徹底した。	A	—	外部有識者であるデジタル統括アドバイザーから評価を受けることにより、仕様内容や経費に係る妥当性の確保を図った。	随時	継続的な取組が必要	契約担当部局合議文書における評価内容の添付及び仕様書への反映状況から本取組が定着したことにより、調達改善計画からは外すものの、本取組については引き続き実施							

令和5年度の調達改善計画								令和5年度年度末自己評価結果（対象期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日）									
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標		難易度	取組の開始年度	実施した取組内容	進捗度	取組の効果（どのようなことをして、どうなったか）		実施時期	実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント
							（原則、定量的に記載）	目標達成予定時期					定量的	定性的			
			③ 情報システムの保守・運用等の年間契約において、新規参入者の参入を阻害しないよう既存事業者との業務の引き継ぎ、ノウハウの蓄積のための十分な準備期間の確保、仕様内容の充実等。			H30：本省				H30：本省	新規参入者の参入を阻害しないよう既存事業者との業務やノウハウの引継ぎのための十分な準備期間が確保されているか、契約担当部局において審査を行った。	A	—	仕様内容の充実等について、契約担当部局による審査を徹底することにより、調達 の公平性を図った。	随時	継続的な取組が必要	契約担当部局合議文書から本件取組が定着したと判断されることにより、調達改善計画からは外すものの、本取組については引き続き実施
			④ 最低落札方式を原則とするが、仕様内容において、専門的知識、技術及び創意等に相当程度の差異が生じる案件については、総合評価落札方式を採用することもできる。			H24：本省 H30：地方				H24：本省 H30：地方	専門的知識、技術、創意等に相当程度の差異が生じる案件については、価格以外での競争を可能とするため、総合評価落札方式を採用した。	A	—	仕様内容に応じて、適切な契約方式の検討を行った。	随時	継続的な取組が必要	契約担当部局合議文書から本件取組が定着したと判断されることにより、調達改善計画からは外すものの、本取組については引き続き実施
			⑤ 入札結果や一者応札の分析結果等をPMOに提供するとともに、個々の情報システムの課題を共有し、調達手続に反映されていることを調達部局において確認する。			R1：本省				R1：本省	入札結果や一者応札の分析結果等をPMOに提供した。	A	—	入札結果や一者応札の分析結果等をPMOに提供することにより、情報システムの課題について情報共有を図った。	随時	継続的な取組が必要	調達担当部局とPMOとの合議文書から本件取組が定着したと判断されることにより、調達改善計画からは外すものの、本取組については引き続き実施
	○	3. 調達改善に向けた審査・管理の充実															
		調達改善に向けた審査・管理の充実については、上記2により取組を実施する。			A	H30：本省・地方	上記記載の2のとおり取組を実施	年度末	A	H30：本省・地方	-	A	—	—	随時	継続的な取組が必要	引き続き実施
	○	4. 調達事務のデジタル化の推進															
		「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）において、行政手続における書面規制・押印、対面規制の抜本的な見直しが求められていることを踏まえ、事業者等から電子メールによる見積書等の提出を可能とするほか、電子調達システムによる入札・契約手続の更なる利用促進を図る。			A	R4：本省・地方 ※：R5から実施	全調達部局において電子調達システムを活用する。 また、前年度の電子応札率・電子契約率※1を上回ること（デジタル庁が策定した「オンライン利用率引上げの基本計画」に基づき令和6年度末時点で50%以上※2）を目標とする。 ※1(参考値：令和4年度 電子応札率：65.6% 電子契約率：44.6%) ※2 デジタル庁が定めた算出方法（電子契約件数／電子応札件数×100）による。	年度末	A	R4：本省・地方	・入札手続及び契約手続における電子調達システムの利用を徹底した。 ・紙での入札や契約を希望する事業者に対しては、電子入札及び電子契約に対応できない理由や電子調達システムの利用可能用途等の確認を行った。 ・地方支分部局において電子契約を未実施の部署に対し、現状及び理由を聴取するとともに、他省庁が開催する電子契約に関する説明会を紹介し、電子契約に関する理解の促進に努めた。	A	電子応札率（本省・地方）：71.4% 電子契約率（本省・地方）：50.0%	—	随時	電子入札・電子契約の推進には、事業者の協力が不可欠であるため、郵送・来庁の手間が省ける等のメリットを周知し、引き続き積極的な声掛けを実施	引き続き実施

その他の取組

調達改善計画		令和5年度年度末自己評価結果（対象期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日）	
具体的な取組内容	新規 継続 区分	取組の効果 （どのようなことをして、どうなったか）	
		定量的	定性的
1. 共同調達 汎用的な物品である備品・消耗品及び汎用的な役務である雑役務の調達については、他省庁との共同調達を引き続き推進する。	継続	—	国土交通省及び警察庁との下記品目の共同調達を継続して実施 ○当省が主管となった調達品目 ・紙類、蛍光灯、トイレットペーパー、クリーニング、速記 ○他省庁が主管となった調達品目 ・事務用消耗品、ガソリン、OA消耗品、清掃用消耗品、非常用食料等、宅配便等配送 地方支分部局2官署において他省庁1官署と下記品目の共同調達を継続して実施 ・事務用品類、ガソリン及び洗車業務
2. オープンカウンター方式の活用（地方支分部局等の取組） 各地方支分部局等の事情が異なることから、活用のメリット、デメリットを検討の上、少額の調達が多数を占める支分部局では拡大を行う。	継続	・未実施であった1官署において、オープンカウンター方式による調達を開始	—

その他の取組

調達改善計画		令和５年度年度末自己評価結果（対象期間：令和５年４月１日～令和６年３月31日）	
具体的な取組内容	新規 継続 区分	取組の効果 （どのようなことをして、どうなったか）	
		定量的	定性的
3. 公共調達の付帯的施策の推進 特定の政策目的の実現に資するために調達時に実施が求められている取組について、取組の趣旨を踏まえて適切に実施する。 ①中小企業者の受注の機会の増大を図るため、「総務省の中小企業者に関する契約の方針」に基づき、分離・分割発注の活用、競争参加資格の弾力的な運用等により中小企業者向け契約目標の達成に向けて取り組む。 ②ワーク・ライフ・バランス等推進企業の受注機会の増大を図るため、総合評価落札方式等による調達を実施する際、ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価項目を設定する。 ③公的個人認証サービスの利活用を推進している事業者や電子入札により入札に参加する事業者を評価する取組を推進するため、総合評価落札方式により情報システム等の調達を実施する際、当該事業者の評価項目を設定する。 ④賃上げを行う企業から優先的に調達を行うため、総合評価落札方式による調達を実施する際、賃上げ実施企業の評価項目を設定する。	継続	—	・ 中小企業者に対する受注機会の増大策として、一般競争入札の入札参加資格を緩和し、より参入しやすい環境整備に取り組んだ。 ・ 総合評価落札方式による調達を実施する際、ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価項目、公的個人認証サービスの利活用を推進している事業者や電子入札により入札に参加する事業者の評価項目、賃上げ実施企業の評価項目をそれぞれ設定することにより、受注機会の提供を推進した。
4. その他（総務本省の取組） ①旅費業務の効率化 ICカード乗車券の利用を促進し、効率的な旅費業務を行う。	継続	—	ICカード乗車券の利用にともない、回数券の常備、乗車券の事前購入等が削減されたことにより、事務効率化を推進した。

その他の取組

調達改善計画		令和５年度年度末自己評価結果（対象期間：令和５年４月１日～令和６年３月３１日）	
具体的な取組内容	新規 継続 区分	取組の効果 （どのようなことをして、どうなったか）	
		定量的	定性的
②国庫債務負担行為の活用 複数年度にわたる契約を行うことにより、調達価格の低減が期待できる案件について、国庫債務負担行為の検討を行う。	継続	—	令和６年度予算の概算要求において、会計課から調達要求部局に対して国庫債務負担行為の活用の検討を依頼し、その推進を図った。 【参考】 令和６年度概算要求：１５１件
③クレジットカード決済による調達の推進 海外出張、高速料金及び公共料金（水道）の支払いについて、事務効率化の観点からクレジットカード決済による調達を実施する。	継続	—	水道料金、官用車のＥＴＣ料金、外国出張先での経費についてクレジットカード払いを実施することにより、事務効率化を推進した。
④会計事務職員の スキルアップの取組 ・ 契約事務・会計事務について、必要な研修を実施する。 ・ 調達マニュアルの充実化を図る。	継続	—	省内の会計事務新任者を対象に会計事務の基礎となる知識の習得、能力向上を図るためのオンライン研修を１０月に実施した。 調達マニュアルについては、記載内容の現行化を図った。
⑤契約における再委託等承認手続の徹底 契約担当部局は、事業者に対する契約締結時における再委託等申請・承認手続の説明を徹底するとともに、事業者から再委託等の予定を聴取し、調達要求部局と情報を共有する。 また、調達要求部局は、事業者に対して承認申請の提出を徹底させる。	新規	—	契約担当部局においては、契約締結時に再委託等申請・承認手続の説明を必須とするとともに、再委託等が行われる案件については、案件毎に進捗を管理することにより、申請手続の遺漏防止を行った。

外部有識者からの意見聴取の実施状況
(対象期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日)

外部有識者の氏名・役職【北大路信郷・明治大学名誉教授】 意見聴取日【6月24日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○取組の更なる推進を図る観点等	○調達の性格によって、形式的な競争入札ができない、あるいは形式上の競争性よりも調達の質向上（最小の経費で最大の便益を調達する）ことが重要な場合があるにも拘わらず、形式的な競争性を重視した目標設定を行うことに違和感を感じています。具体的には、「契約総件数に占める競争性のない随意契約件数の比率が前年度を下回ることを目標とする」、「契約総件数に占める企画競争及び公募随意契約の比率が前年度を下回ることを目標とする」、「前年度の一者応募率を下回ることを目標とする」という目標です。随意契約が適切であることが確認できない調達をゼロにする、というような表現はできないのでしょうか。	○御意見を踏まえまして、次期調達改善計画の目標設定において検討させていただきます。